

## 声 明

本日、名古屋高等裁判所民事第1部（木下秀樹裁判長）において、徳山ダムの水を木曾川に流すための木曾川水系連絡導水路事業（徳山ダム導水路事業）に対する愛知県の費用負担金支出差止請求住民訴訟において、原告住民の控訴を棄却する不当判決がなされた。

1 徳山ダム導水路事業は、以下の二つを事業の目的とする。

- ① 流水正常機能の維持：木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量 5300 万 $\text{m}^3$ のうちの 4000 万 $\text{m}^3$ を一部は長良川を經由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量の一部を確保する。
- ② 新規利水の供給：徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大 2.3  $\text{m}^3/\text{s}$ （供給地域は愛知用水地域）及び名古屋市の水道用水と工業用水最大 1.7  $\text{m}^3/\text{s}$ を導水し、木曾川において取水を可能ならしめる。

2 原告住民は、地方および高等裁判所の審理を通じて、以下のことを明らかにした。

- (1) 流水正常機能の維持については、木曾川の成戸（24.1 km）地点より下流の河川環境のための流量とは、動植物の生息・生育のための流量であり、木曾川水系河川整備基本方針では 50  $\text{m}^3/\text{s}$ とされ、その説明資料において、代表種をヤマトシジミとし、その生息限界となる塩化物イオン濃度を 11,600  $\text{mg}/\text{L}$ として、同濃度以下にするには流量 50  $\text{m}^3/\text{s}$ が必要としていることが根拠である。しかし、ヤマトシジミは同濃度 11,600  $\text{mg}/\text{L}$ 以上で直ちに斃死するのではなく 30 日間連続で 50%が斃死し、木曾川下流部の同濃度は 0~18,000  $\text{mg}/\text{L}$ の間で連日変化しているのであり、流量 50  $\text{m}^3/\text{s}$ 以下でも多数生息している。上記説明は科学的根拠がなく、流水正常機能の維持の必要性は根拠事実を欠いている。
- (2) 新規利水の供給については、愛知用水地域の水道水の需要が 2000 年から目標年の 2015 年に増加すると想定されるので、近年 2/20 の渇水規模での供給水源として徳山ダムが必要というのが根拠である。しかし、需要実績は 2000 年から 2015 年データの 2013 年までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠き、既存の供給水源で近年 2/20 の渇水規模においても需要に対して供給可能であって、徳山ダム供給水は必要がない。

この事実の下においては、愛知県は徳山ダム導水路事業から撤退して水道負担金の支出を止めなければならない。

3 審理の対象となった名古屋地方裁判所の判断について

(1) 流水正常機能の維持

地方裁判所は、①今渡地点において塩素イオン濃度の観測が行われ、感潮域における代表種（シジミ）の生息・産卵に必要な流量が検討されたほか、②景観、流水の清潔の保持、舟運も含めて多角的に検討されて、木曾川大堰下流の区間の河川維持流量（日平均約 50  $\text{m}^3/\text{s}$ ）とされた、という。

しかし、①今渡地点は約 70 km地点にあり、塩水遡上区間ではない。塩素イオン濃度の観測は 13.8 km地点で行われた。②木曾川大堰下流の河川維持流量 50 $\text{m}^3/\text{s}$ は、動植物の生息生育と漁業（シジミ）だけを検討項目として設定されたのであり、景観、流水の清潔の保持、舟運の検討と設定はされておらず、それらは木曾川大堰より上流の、今渡地点までの区間の検討・設定項目である。以上は河川整備基本方針説明資料の記載から明白である。

そして、木曾川大堰下流の動植物の生息生育と漁業のための河川維持流量として、50 $\text{m}^3/\text{s}$ が必要とするのは、上記のように全く科学的根拠がない。

## (2) 新規利水の供給

地方裁判所は、水需要は、実績の推移から想定値は実績とは相当乖離することになることを認めながら、急な需要増加のときに供給できるよう計画しなければならない等として、新規利水の供給の必要性を認めた。

しかし、国の新水道ビジョンは今後の水需要は減少することを前提として水道事業を展開しなければならないとしているのを無視して誤っているし、愛知用水地域の水道水需要は目標年の2015年になっても基準年の2000年を下回っており、供給過剰である。

## (3) 事業からの撤退通知による水道負担金支払義務の帰趨

地方裁判所は、事業からの撤退通知をしても事業実施計画が変更されなければ水道負担金の負担を免れることはできない、という。

しかし、事業からの撤退があったときは納付した水道負担金は返還されるうえ、撤退通知があると、従前事業の工事ができず、また事業実施計画を変更しなければ縮小事業の工事ができないので水道負担金は発生せず、その具体的負担、支払義務は生じない。

## 4 高等裁判所の判断

(1) 流水の正常な機能の維持については、ヤマトシジミは塩素イオン濃度 11,600 mg/L で 30 日間連続で 50% が斃死するのであり、この結果をもって、ヤマトシジミがその濃度にさらされないように必要な流量を設定したというのは誤りということとはできない、とした。木曾川下流部の同濃度は 0~18,000 mg/L の間で連日変化していて、そのような条件にないこと、それ故、流量 50 m<sup>3</sup>/s 以下でも多数生息している事実については判断せず、無視した。

(2) 新規利水の供給については、長期的に安定した給水を可能とする見地から、安全性を考慮して余裕を持った想定需要を設定して判断することも許容される、とした。愛知用水地域の水道水需要は目標年の 2015 年になっても基準年の 2000 年を下回っており、需要想定値は実績と乖離していて、供給過剰であり、徳山ダム供給水は不要であることを無視した。

(3) 事業からの撤退通知による水道負担金支払義務の帰趨については、地方裁判所の判決そのままであった。事業からの撤退通知がなされると、工事ができないため、水道負担金は発生せず、その支払い義務が生じないないことについては、判断をせず、回避した。

本判決は、原告住民が明らかにした事実から目を背けて、事実を無視し続ける愛知県等の行政や地方裁判所を庇うもので、高等裁判所の責務を放棄したものであり、強く批判する。

私たちは、不当な本判決に屈することなく、「導水路はいらない！愛知の会」と共に無駄で有害な徳山ダム導水路事業を廃止させるため今後とも粘り強く活動を続ける所存である。

以上声明する。

2015年9月17日

徳山ダム導水路公金支出差止住民訴訟弁護団